

## 中小業者の営業と暮らしを守る民商を大きくしよう！

### 相続税について知りたいとの要望に応え

11月25日(月)午後1時半から、長谷川弘子税理士を講師に招き、「相続税学習会」を開き8人が参加しました。長谷川税理士から、「法定相続人と法定相続分」「どのくらいの財産で相続税がかかるのか」「相続税の計算のしかた」など解説していただきました。また、令和6年1月1日から施行された、「相続税及び贈与税の税制改正」についても、詳しく説明。「生前贈与により取得した財産が相続財産に加算される期間を、相続開始3年以内から7年以内に延長」「ただし、延長された4年間に贈与により取得した財産の価額については、総額100万円まで対象外とされました」「税制がよく変わるので、相続時精算課税は、あまり勧めてこなかったが、相続時精算課税を選択した場合、贈与時の価額から基礎控除額を控除した残額を相続財産に加算することになった。少し変わったので、選択してもいいかもしれません」と語りました。



参加者からは、「現金や物品なら分かりにくいのでは?」「生前の対策は?」など質問が出ましたが、「分からないのでは、と安易に名義の書き換えなどをすると、後で困る場合があるので専門家に相談することをお勧めします」と話しました。「相続税の計算のしかたが分かってよかった」「どうすれば、スムーズに相続してもらえるのか、よく考えたい」とそれぞれ、考えが深まったようでした。

### 愛商連「商フェス」(11/24開催)に 手作りトートバッグを出品



北部民商からは、柳澤さんが、本業の造園業ではなく、手作りのトートバッグを出品。自宅に残っていた反物を活用し、柳澤さんが自らミシンで縫って作成。大島紬などで作成したバッグは好評で、最後までに完売することができ、柳澤さんは「嬉しかった。手ごたえを感じました」と笑顔で語りました。柳澤さんと同じ守山東支部の三島さんや、和賀井さんも、激励に訪れました。大工さんたちのカンナ削り体験や、和綴じの絵本づくりには、こどもたちが楽しそうに参加していました。飲食店の皆さんは、ハンバーグ弁当や、キンパ、助六などを出店。ほかにも、マッサージコーナーや、己書や似顔絵体験など、もりだくさんで楽しい企画でした。実行委員の皆さん、出店者の皆さん、ご苦労様でした。

### インボイスの取消は12月17日まで

「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」(インボイス第3号洋式)  
すでに、インボイス登録をしている免税事業者が登録を取り消すときは、取り消したい課税期間(1月1日から12月31日)の初日から起算して15日前の日までに取消届を提出する必要があります。2025年1月1日から登録を取り消したい場合は、その15日前の2024年12月17日までに取消届を提出しなければなりません。ただし、2025年1月1日から免税事業者となるのは、2023年(令和5年)10月1日から12月31日までの期間に登録した個人事業者だけです。(2年間の納税義務継続の縛りが適用されない特例)2024年(令和6年)1月1日以後に、登録申請に関する経過措置の適用により登録を受けた個人事業者の場合は、2年間の納税義務継続の縛りが発生します。たとえば、2024年2月1日にインボイス登録をした場合は、2025年1月1日から2年が経過する日となります。そのため、2024年12月17日に取消届を提出した場合は、2025年1月1日からインボイスの取消はできませんが、